

広島県宿泊税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

広島県宿泊税条例の施行期日を定める規則

広島県宿泊税条例（令和六年広島県条例第三十二号）の施行期日は、令和八年四月一日とする。